

委託仕様書

1 件名

東京芸術祭実行委員会事務局運営および直轄プログラムにかかる事務業務および制作業務の委託

2 実施目的

東京芸術祭実行委員会（以下、「当委員会」という。）における、事務局業務全般および制作業務について、専門のスタッフに業務を委託することで事務局運営を効率的且つ円滑に進めるため。

3 契約期間

2020年4月1日から2021年3月31日まで

4 履行場所

東京芸術祭実行委員会及び
当委員会が指定した場所

5 委託内容

下記の業務を行うこと。

(1) 東京芸術祭実行委員会事務局運営にかかる事務業務

- ・事務局運営に関する起案作成および確認業務
- ・起案文書を始めとする文書の確認と管理業務
- ・事務局運営に関する書類の発送業務
- ・東京芸術祭実行委員会に係る問い合わせ対応業務
- ・入札・企画コンペを含む契約業務および支払いまでの一連の手続き業務。
- ・備品や郵便切手などの在庫管理業務
- ・東京芸術祭実行委員会事務局が主催する会議への出席と会議資料の準備
- ・その他、上記業務に付随する業務全般

(2) 直轄プログラムにかかる事務業務および制作業務

- ・直轄プログラムの実施に関する起案作成および確認業務
- ・直轄プログラムに関する会議への出席や現場立会い業務
- ・直轄プログラムの決算業務
- ・直轄プログラムの実施に関する制作（広報や票券を含む）業務
- ・その他、上記業務に付随する業務全般

6 委託条件

- (1) 受託者は、受託者事務所で業務を履行するとともに、業務従事者を当委員会に常駐させ、業務を履行すること。常駐する時間は平日午前10時30分から午後7時15分までとする。
- (2) 受託者は業務従事者を配置するに当たっては、次に掲げる資質・資格を有する者であることを要する。
 - ・事務業務に関する基本的なスキル、ビジネスマナー、コミュニケーション能力を有すること。
 - ・本委託業務を円滑に遂行できる日本語力を有すること。
 - ・パソコン操作（Word、Excel、PowerPoint等）の能力・経験を有すること。
- (3) 委託業務報告書（様式については受託者が作成し、当委員会の承認を得ることとする。）を翌月5日までに当委員会に提出すること。但し、3月分については3月31日までに当委員会に提出すること。
- (4) 業務上疑義が生じた場合は、業務従事者がその都度、当委員会と協議の上、誠意をもって問

題解決に当たるものとする。

(5) 業務従事者へは、当委員会が机、パソコン、椅子、プリンター等の事務用品を無償で貸与し、業務履行上必要な消耗品等を提供する。

(6) 業務従事者の自宅から当委員会までの定期代については、委託費に含むものとするが、当委員会以外の場所に外出をする場合には、交通費の実費を別途支給するものとする。

7 支払方法

支払いは四半期毎とし、月毎の業務報告書の提出を受け履行確認した後に、受託者から適法な請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

8 補足・補完

本業務を履行するに当たり、受託者が受託範囲を超えた調査や活動等を行った場合、これらに係る費用は受託者の負担とする。

9 機密保持

- (1) 受託者は、本業務により得られた情報・データ等について、本件の目的以外に使用・流用等をしてはならない。
- (2) 受託者は、本業務により得られた情報・データ等の使用・保存・処分には、細心の注意をもって当たり、外部に漏洩することのないように、万全の対策・体制を講じなければならない。
- (3) 受託者は、本業務等で入手した個人情報の取扱いについて、「東京都個人情報保護条例」を遵守し、業務中及び業務後において、個人情報の漏洩がないよう、別紙1「個人情報の取扱いに関する特記事項」に則り、十分に注意を払わなければならない。
- (4) 受託者は、上記(3)の個人情報に係る破棄・処分を行うに当たっては、絶対に外部に記録等が漏洩することのないよう、書類等については裁断・焼却等を行い、CD-R及びハードディスク等の記録媒体に保存・保管されているデジタル情報については、修復できないように適切にデータ消去等を、細心の注意をもって行わなければならない。

10 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- 1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に際し、本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合、速やかに当委員会と協議するものとする。
- (2) 本受託事業により得た一切の権利は当委員会に帰属するものとする。

12 担 当

東京芸術祭実行委員会事務局 村岡

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-2 8九段ファーストプレイス8階

アーツカウンシル東京内

電話 050-1746-7667

FAX 03-6256-8828